

税理士法人コンウェイ 両立支援行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年 4月 1日～ 令和10年 3月31日までの2年間

2. 内容

目標1：計画期間中の女性・男性の育児休業取得率を100%とする。

<対策>

- 令和8年4月～ 対象者に対する育児休業に関する制度等の周知
- 令和8年4月～ 「就業規則」の整備
- 令和8年4月～ リーダー・人事部による各職場における休業者の業務カバー体制の検討

目標2：計画期間中、年1回以上管理職を対象とした研修会を実施する。

<対策>

- 令和8年4月～ 管理職に対する育児休業に関する規定等の周知
- 令和8年4月～ 管理職を対象とした意識改革のための研修の実施(年1回以上)

目標3：育児休業に関する相談体制を強化し、制度等の周知等を適宜・適正に行う。

<対策>

- 令和8年4月～ 育児休業に関する相談体制の強化
(社会保険労務士を「相談窓口」として配置)
- 令和8年4月～ 育児休業に関する制度等の全職員への周知(年1回以上)
- 令和8年4月～ 対象者に対する適宜・適切な育児休業に関する制度等の周知、意見聴取等の実施